

平成27年12月21日

双方代理人 殿

横浜地方裁判所第7民事部

受命裁判官 岩松浩之



和解案について

債権者鎌倉市，債務者鎌倉市職員労働組合ほか1名間の平成27年(㊦)第600号建物明渡仮処分申立事件について，下記を骨子とする和解を提案しますので，検討してください。

記

- 1 債権者は，市役所本庁舎の近隣に債務者の事務所を確保するとともに，市役所本庁舎敷地内にサテライトを確保すること
- 2 債権者は，サテライトが確保されるまでは，債務者らに，昼休みの時間帯に特定の会議室を使用させること

以上